

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 みんなで創る、人とのつながりがあるまちづくり

#### 1 社会活動とつながる交流の推進

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化などにより、近隣関係・地域コミュニティは年々希薄化が進み、本町においても地域活動団体等への加入者・率は減少し、解散となった組織も一部に見受けられます。

町民懇談会で「理想の地域像」について話し合った際に、「人とのつながり・絆・近所づきあい」が重要な要素として掲げられました。しかし、実際には「近所づきあいの希薄化」や「隣近所との信頼関係が築けていない」、「声かけができない」、「大人も子どもも顔なじみになっていない」といった課題も数多く挙げられました。

町民アンケートにおいても、近所づきあいを「親しくしている」人の割合は減少し、また、近所づきあいについて「なくても困らないので、あまりしたくない」など4人に1人（26%）は“したくない”と答え、近所づきあいの希薄化がうかがえる回答結果となっています。一方で「困ったときに手助けをして欲しい人」や「災害時の助け合い」などにおいては、隣近所や地域の人が協力して行うことが期待されています。

隣近所や自治会などは、最も身近な地域社会であり、困ったときに、気軽に声をかけ、助け合えるためのつながり・近隣関係は適切に保たれることが望まれます。子どもも大人もあいさつを交わし、気軽に話し合える交流が増え、お互いを知り、理解することで、暮らしの中に自然と声かけや見守り活動が行われていく、つながりのある「まち」づくりを目指します。

#### 【主な取組】

①気軽に助けを求められる関係づくりを推進します。

**（取組例）**・誰もが意見や提案をしやすい場や機会づくりの拡充を図ります。

- ・町民は、日頃からあいさつを交わし、困っていることを話したり、聞いたり、伝えたりします。
- ・町民は、近所の一人暮らし高齢者のゴミ出しを手伝うなど、身近な困りごとの解決に積極的に関わります。

※取組例は、行政、福祉関係事業所や団体等を含めた取組みを示しており、特化して、町民、地域での取組例を記載しました。

②地域内での声かけ・見守り活動の充実を図ります。

**(取組例)**・地域の祭りや行事の継続開催など、町民の交流できる機会づくりを支援します。

- ・集まりやすい場所の提供や機会づくりに関する情報の提供に努めます。
- ・町民は、地域の活動に参加する際は、近所の方に一声をかけて一緒に参加します。
- ・町民は、子どもの下校時に、外に出て子どもの見守りに気を配ります。
- ・町民は、支援が必要な方（高齢者や障がい者の方など）の見守りに気を配ります。

### 【進捗管理のための視点】

- ◆ 様々な世代や分野の人たちが交流できる場づくりに取り組んでいるか。
- ◆ 地域内で気軽に話し合える場づくりに取り組んでいるか。
- ◆ 地域における見守り活動が行われているか。

## \*\*\* 地域包括支援センターの取組み \*\*\*

### ○アウトリーチ事業

民生委員・児童委員の方々や地域の方々と連携を図ることで、地域課題の掘り起こし、介護医療サービスに繋がっていない方へのアウトリーチ事業を行っています。

1. 本郷、新鶴、高田 3地区の民生児童委員協議会定例会に参加しています。
2. 地域包括支援センターの取組みや福祉に関する情報を共有しています。
3. 民生委員・児童委員の方々と協働し、医療介護に繋がっていない方や生活課題を抱えている方への訪問活動を行います。
4. 様々な方策を提案し、一人ひとりが、自ら望む生活に近付けるようお手伝いをします。



## 2 福祉を担う人材の育成

地域福祉を推進していくためには、町民一人ひとりの支え合い・助け合いの意識の醸成とともに、自治会やボランティア活動などの地域活動を支える人材の育成が大切となっています。特に、若い世代は本町の次代を担う人材であり、若い世代の地域活動への参加は、地域における重要な課題となっています。

町民懇談会においても「若者がいない」、「跡を継ぐ者がいない」などの課題が多数寄せられました。団体アンケートでも「新しいメンバーが入らない」ことが最大の課題であり、「リーダーが育たない」といった意見もありました。一方、町民アンケートでは、福祉に対する関心度の高まりや、ボランティア活動の経験者数の増加など、地域福祉に対する明るい兆しも見受けられました。

地域福祉やボランティアなどに興味を持ち、地域福祉活動が充実した、人材豊かな「まち」づくりを目指します。

### 【主な取組】

①講座や研修会等により地域福祉の意識醸成を図ります。

**(取組例)**・福祉に関する知識や技術を習得するため、研修会や各種講座等を開催します。

- ・町民は、認知症サポーター養成講座などを受講し、理解を深めます。
- ・町民は、イベント等には積極的に参加し、情報の共有化を図ります。

②地域福祉を学ぶ機会を積極的に創出します。

**(取組例)**・学校における福祉の学びに向けて、学校と協働して、福祉に関わる情報の提供や福祉教育の機会の充実に努めます。

- ・生涯学習における福祉の学びに向けて、各種教育機関や関係団体等との連携を強化し、町民のニーズに対応した講座や教室の開催に努めます。
- ・町民は、学校や行政等が行う福祉の学習機会に積極的に参加します。

③地域共生社会の構築に向けた地域のリーダーを養成します。

**(取組例)**・社会福祉協議会と協働で、地域の福祉活動を推進するリーダー的な役割を担う人材の育成を推進します。

- ・集落支援員の配置などにより、課題を解決できる地域の体制づくりや地域福祉活動を支援します。
- ・町民は、地域の子どもたちに、遊びや農業など地域の伝統文化等を継承します。

## 【進捗管理のための視点】

- ◆ 多様な世代において福祉を学ぶ機会が設けられているか。
- ◆ 地域福祉やボランティアに興味を持つ人材が増えているか。
- ◆ 福祉人材確保のため分野を超えた取組を実施しているか。

### \*\*\* 地域包括支援センターの取組み \*\*\*

#### ○認知症サポーター養成講座

認知症大綱における「共生」「予防」を柱に、地域住民が『認知症』や『福祉教育』の理解を広めるため認知症サポーター養成講座を開催しています。

1. 小学校→中学校→高等学校において実施することで、若い世代からの継続的な福祉教育に努めています。振り返りシートを用い、保護者と共有することで、親世代への福祉教育にも努めています。
2. 地区や集落で地域住民に対して実施しています。



### 3 地域福祉活動の活性化

近年、自治会への加入者や老人会組織の減少など、これまで地域活動の重要な役割を果たしてきた組織体制が弱体化しつつあり、本町においても老人クラブは、団体数・会員数ともに大幅に減少しています。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などは地域における福祉活動を推進する重要な役割を担っていますが、町民アンケートによると、その認知度は概ね半数以下であり、さらなる周知が必要です。

地域で活動する団体においては、「町民に情報発信する場」が少ないことも課題となっています。

自治会や民生委員・児童委員を始め、地域で活動する様々な組織・団体について、情報の発信をはじめ、活動の活性化に向けた支援を行い、地域福祉活動が活発な「まち」づくりを目指します。

#### 【主な取組】

①地域活動の情報を積極的に発信します。

- (取組例)**・町の担当窓口や子育て支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの専門機関において、適切な情報の提供に努めます。
- ・情報の提供に際しては、高齢者や障がいのある人等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。
  - ・町民は、行政や社会福祉協議会、地域から発行される情報紙やSNSに目を通します。
  - ・町民は、家族や近所の人と情報を共有します。

②地域活動団体等への事業の支援を行います。

- (取組例)**・自治会等の地域活動組織・団体や民生委員・児童委員等の役割や活動内容について、広報紙やホームページなどにより周知を図ります。
- ・まちづくり団体によるネットワーク会議を開催し、情報交換等を行います。
  - ・町民は、地域の活動団体等の取組等に関心を持って情報を収集し、参加します。

③社会福祉協議会の活動の支援と連携体制の充実及び強化を図ります。

- (取組例)**・地域の関係者や事業者、行政等と社会福祉協議会が共に協議できる場を設置し、地域課題の解決に向けた関係者の連携体制の強化を図ります。
- ・社会福祉協議会等と連携し、情報の共有等に努め、ボランティア活動の促進を図ります。
  - ・町民は、ボランティアの仕組みや組織を理解し、積極的に参加します。

## 【進捗管理のための視点】

- ◆ 行政と社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉法人がともに協議できる場が設けられている。

### \*\*\* 社会福祉協議会の取組み \*\*\*

集いの場、町内会などの地域の集まりに出向き、情報交換会を実施し、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行います。



## ○福祉団体等支援事業

町老人クラブ連合会、町遺族会、高田赤十字奉仕団、本郷赤十字奉仕団、新鶴赤十字奉仕団、日本赤十字社会津美里町分区、町共同募金委員会における事業の事務や相談支援を行い、活動のサポートを行っています。



## 基本目標 2 ささえあい、安心して暮らせるまちづくり

### 4 包括的な支援体制の充実

高齢化や人口減少が進み、地域や家庭などにおける支え合いの基盤が弱まってきています。また、人口減少は社会経済の担い手の減少を招き、空き家、空き店舗など様々な課題が顕在化しています。さらに、近年では、「社会的孤立」、「ダブルケア」、「8050 問題」、「生活困窮」等の問題が複雑化・複合化しており、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった属性別の支援体制では、対応が困難な状況が増えています。

町民アンケートで最も関心のある地域福祉に関するニュースでは「ヤングケアラー」や「8050 問題」が上位に挙げられ、また、町民懇談会においても「8050 問題」や「ひきこもり」、「貧困」などの地域課題が挙げられるなど、本町においても身近な問題として、これらの課題に対応する必要があります。

このような社会構造や暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」づくりが求められており、地域の多様な福祉課題の解決に向けて包括的支援体制の充実を図ります。

#### 【主な取組】

①地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を強化します。

**(取組例)**・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。  
・町民は、困っている人がいたら話を聞き、相談の窓口や支援の窓口につなげます。

②多様な生活課題に対応できる相談支援体制を構築します（重層的支援体制）。

**(取組例)**・地域共生社会の実現のため、庁内協議や関係機関との連携会議を実施し、重層的支援体制整備事業の実施に向けた具体的な体制づくりを進めます。  
・妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めます。  
・町民は、何か困ったことがある時は一人で悩まずに、周りの人に相談します。

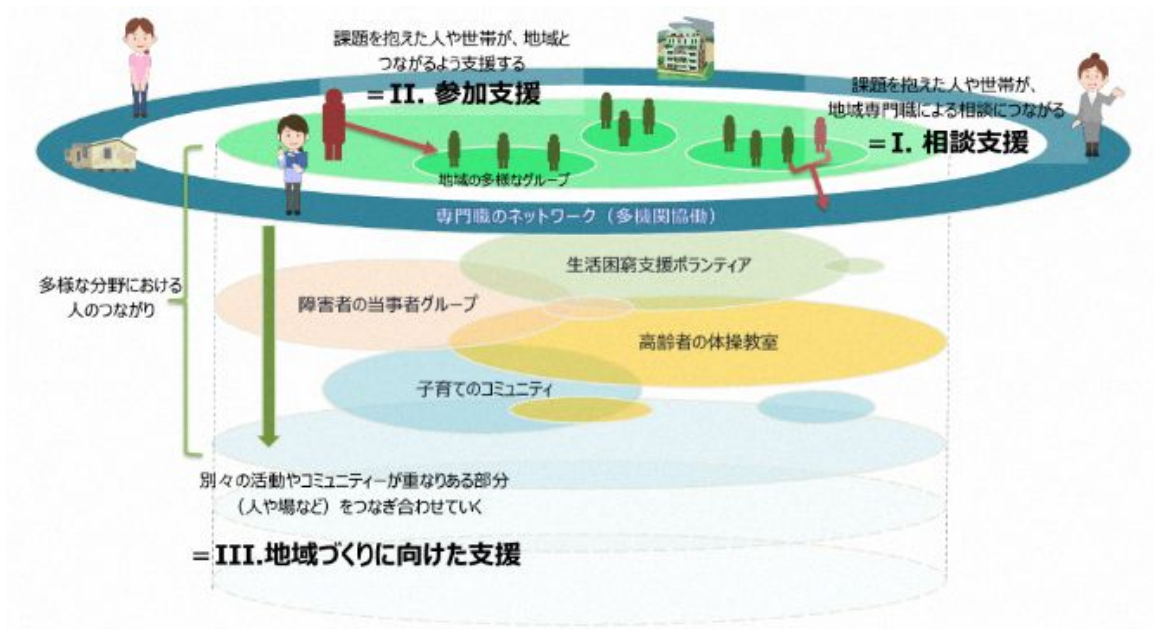
③地域における福祉サービスの充実を図ります。

**(取組例)**・子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、様々な生活課題を抱える人に対して、各個別計画との整合性を図りながら福祉サービスの充実に取り組みます。  
・広報紙をはじめとする様々な情報媒体や、各種相談窓口などにおいて、わかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に取り組みます。  
・町民は、福祉サービスに興味を持ち、サービス内容や制度の理解に努めます。

## 【進捗管理のための視点】

- ◆ 包括的な支援体制・相談体制が整備されているか。
- ◆ 福祉課題を解決するための福祉サービスについて周知されているか。
- ◆ 身近な福祉課題を相談できる場が設けられているか。
- ◆ 相談支援の個別ニーズに応じた社会参加の場の創出に努めているか。

### ◇ 様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ



資料：重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック



## ◇重層的支援体制整備事業における各事業の概要

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

### \*\*\* 社会福祉協議会の取組み \*\*\*

#### ○高齢者在宅福祉事業

高齢者の安否確認のため、冬期間にヤクルトを配達する安否確認事業を実施しています。また、高齢者が地域でいきいきとした生活が続けられるように、下肢が不自由な方の通院等を支援する外出支援サービス、車いす同乗軽自動車の貸出、日常生活を営む上で必要最低限の援助を行う軽度生活援助、介護予防のための高齢者生きがい活動支援、食事を提供し安否確認を行う配食サービスの事業を町からの委託を受け実施しています。



## 5 暮らしを支える環境の整備

新潟県中越地震や東日本大震災などの大地震を始め、線状降水帯による豪雨や台風など、近年は自然災害が全国各地で頻発しており、町民の防災や避難などに対する関心は高まっているものと考えられます。しかし、町民アンケートでは、避難行動要支援者避難支援制度の認知度は3割弱、防災訓練等の参加は1割弱にとどまっており、災害に強いまちづくりに向けて取組を推進していく必要があります。

また、公共交通機関が充実していない地方は車社会であり、自家用車が最大の移動手段となっています。高齢者の運転による事故がたびたび社会問題となっていますが、「他に移動手段がない」との声も切実です。

町民懇談会においても防災問題に対する意見や、高齢者や子どもなど車を持たない人々に対する移動の確保、空家問題、ごみ問題など、様々な生活課題が挙げられています。

住み慣れた地域で生活し続けられるよう、暮らしを支える基盤となる環境の整備を図り、全ての町民が安心して暮らせる「まち」づくりを推進します。

### 【主な取組】

①災害等に備えた安全な地域づくりを推進します。

**(取組例)**・防災ハザードマップや避難指示など防災安全性に関する情報の周知に努めます。

- ・町民は、避難場所について家族で話し合い、地域の防災活動や避難訓練に参加します。
- ・町民は、避難行動要支援者避難支援制度を理解します。
- ・地域では、日頃から近隣住民と声かけを行い、災害等緊急時には声かけ・安否確認を行います。

②移動・生活支援を推進します。

**(取組例)**・公共交通のあり方や、高齢者・障がい者の移動支援の拡充に向けて検討を行います。

- ・地域で取り組む移動支援について、支援や情報提供等を行います。
- ・町民は、外出する際は、近隣の高齢者に声をかけて一緒に出掛けるなど、地域内での支えあいに協力します。

③地域の居住環境の整備を推進します。

**(取組例)**・町民は、声かけして地域の環境美化活動に積極的に参加します。

- ・地域では、倒壊の恐れなど空家の危険を感じたら、すみやかに所有者や行政に連絡します。

## 【進捗管理のための視点】

- ◆ 災害発生時の避難場所が周知されているか。
- ◆ 町民参加による地域の防災活動や避難訓練が実施されているか。
- ◆ 避難行動要支援者個別避難計画の作成は進んでいるか。
- ◆ 移動が困難な町民に対し、地域で支援する環境が整えられているか。
- ◆ 環境美化活動等の地域活動に町民が参加しているか。

### \*\*\* 社会福祉協議会の取組み \*\*\*

#### ○災害ボランティアセンターの運営事業

災害時のボランティアセンター機能がスムーズに発揮できるよう研修会を実施し、人員、役割分担、運営用機材・消耗品、活動用資機材等、運営体制を整備します。また、各赤十字奉仕団・町で開催する災害講習会・災害訓練等に参加協力し、連携を強化します。



## 6 権利擁護の支援体制の整備

本町においては、高齢者の増加とともに認知症の方の増加が見込まれます。認知症や障がいのある方など自分で判断することが難しい方であっても、誰もがその人らしく暮らし続けるために、本人の意思を尊重した成年後見制度をはじめとした適切な支援を受ける体制の整備が求められています。

町民アンケートにおいて、成年後見制度の認知度は特に若い世代で低く、その利用についても「わからない」、「制度をよく知らない」といった意見が多く、さらなる周知等が必要です。

また、多様な人権が尊重されるようジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等や障がい者への差別解消等の推進を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止に関する啓発活動に努め早期発見及び発生予防に取り組み、虐待やDVに関する相談や複雑・困難なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援の強化を図ります。

成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、本施策を「会津美里町成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、そのための体制整備を行います。

### 【主な取組】

①人権問題に関する啓発活動を推進します。

**（取組例）**・関係機関と連携し、人権問題に関する啓発活動を推進します。

- ・成年後見制度についての情報を発信し、周知に努めます。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会、会津権利擁護・成年後見センター等と連携して、成年後見制度の利用が必要な方を支援します。
- ・町民は、相手への思いやりを持ち、お互いの人権を尊重します。

②虐待防止ネットワークの体制強化を図ります。

**（取組例）**・各種関係機関の連携により虐待防止ネットワーク会議の体制強化に努めます。

- ・関係機関等と情報の共有に努め、虐待の早期対応を図ります。
- ・地域では、見守り体制の拡充・強化により、虐待防止活動に取り組みます。

③ジェンダー平等を推進します。

**（取組例）**・ジェンダー平等などについて、広報等による情報の発信や講演会、セミナー等を実施し、普及啓発を図ります。

- ・町民は、ジェンダー平等、人権等について関心を持ち、正しい知識と理解を深めます。

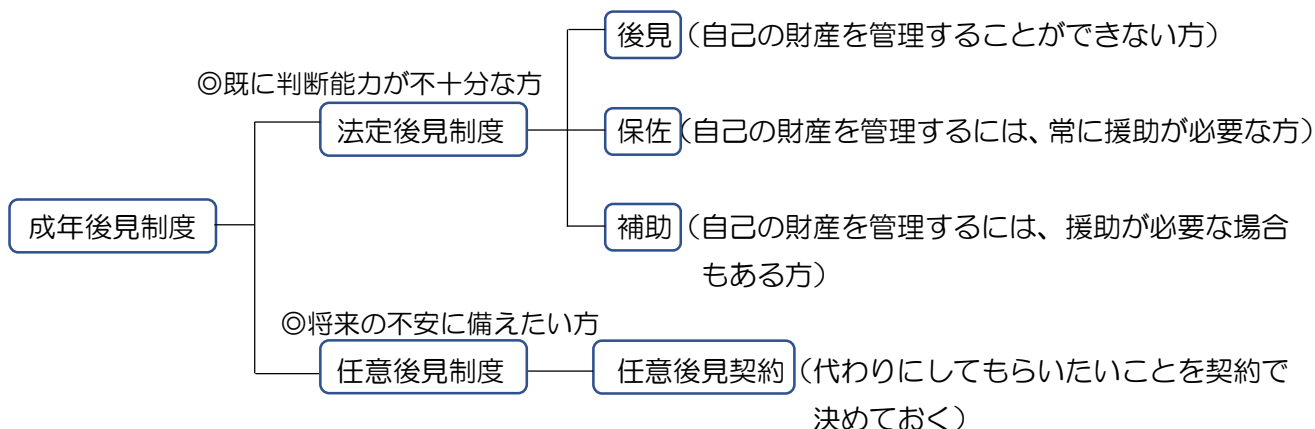
## 【進捗管理のための視点】

- ◆ 成年後見制度の周知が十分に行われているか。
- ◆ 虐待が疑われる案件を町民が発見した場合、速やかに通報する意識が醸成されているか。
- ◆ 虐待防止のための見守り体制が整備されているか。
- ◆ ジェンダー平等の啓発活動が行われているか。

## □□□ 知っていますか？成年後見制度 □□□

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれたりする事の無いように、家庭裁判所が選任した後見人等が、その方々を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、利用するには裁判所に申立てをする必要があります。



成年後見って言うても一括りではないのですね。  
どんなことができるのかな？

- ・通帳の管理や支払などのお手伝い、財産管理
  - ・福祉サービス利用や入院手続きなどのお手伝い
  - ・不利益な契約の取消
  - ・書類など手続きのお手伝い
- などができるよ！



## 7 再犯防止のための取組の推進

「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」では、犯罪対策において「国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が重要である」ことや、「再犯防止等の施策を推進することにより国民が犯罪による被害を受けることを防止」することで「安全で安心して暮らせる社会の実現」に寄与することなどが示されています。

町民アンケートで、「犯罪や非行を繰り返す人の中には、自分一人では生活するのが難しく、生活に困っている人がいること」については、「聞いたことがある」が43.9%で最も多く、詳しくは知らない状況であり、また「更生施設を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援すること」については、「地域の安全・安心のためには、ある程度支援することは必要だ」が36.7%と最も高い結果となっています。

現在行われている保護司会等の活動を理解し、関連団体とともに地域が連携して取り組むことで、再犯防止につながることが期待されます。「再犯防止のための取組の推進」を地域福祉の一つの施策として定め、本施策を「会津美里町再犯防止推進計画」として位置づけます。

### 【主な取組】

①再犯防止に向けた地域の理解を広げるための啓発活動を推進します。

**（取組例）**・「社会を明るくする運動」等を通して、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生についての理解を深めます。

- ・当事者団体や関係機関と連携し、再犯防止に対する取組を推進します。
- ・学校等と連携し、児童生徒の非行防止のための取組を推進します。

②更生保護支援団体などの活動を支援します。

**（取組例）**・「会津美里地区保護司会」や「更生保護女性会」などの活動を広く知ってもらい、活動のさらなる充実に向けた支援を行います。

- ・町民は、地域の更生保護活動を理解し、支援します。

### 【進捗管理のための視点】

- ◆ 児童生徒の非行防止の取組が行われているか。
- ◆ 保護司会や更生保護女性会の活動が十分周知されているか。
- ◆ 関係機関と連携し、相談や就労支援に取り組んでいるか。

## 基本目標3 ともに楽しく、子どもも大人も元気なまちづくり

### 8 交流の拠点・集いの場づくりの支援

町民懇談会において、地域の課題として「元気高齢者が気軽に集まって話をする場が少ない」や「集まる場が必要」、「つながりは必要と感じるが、形にする方法が分からない」といった意見が挙げられました。また、子どもについても「学校に行けない(なじめない)」、「子供が昼間いることができる所が必要」との声もありました。

町内には、子育て家庭を応援する「子育て支援センター」や、加齢に伴う心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う「地域包括支援センター(高齢者あんしんセンター)」などの拠点施設が開設されています。また、民生委員・児童委員が地域包括支援センター等と連携し、子どもや高齢者の地域の居場所(サロン)活動を行い、また、その周知に努めています。

これらの拠点施設を中心に、民生委員・児童委員や福祉関係者、地域の住民、行政などが連携し、子どもも大人も、町民が集い、交流を深めるための拠点づくり、居場所づくりに取り組み、ともに楽しく元気な「まち」づくりを推進します。

#### 【主な取組】

①社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センターとの連携強化を図ります。

**(取組例)**・地域包括支援センターや子育て支援センター等の周知に努め、利活用しやすい環境の整備を図ります。

- ・イベントの企画・開催により交流の推進を図ります。
- ・地域では、子どもたちが集まれる居場所づくりに取り組みます。

②高齢者等が地域でいきいきと暮らしていける居場所づくりを推進します。

**(取組例)**・地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの活動強化を図ります。

- ・シルバー人材センターや事業所等との連携により、高齢者や障がいのある人の就業機会の提供に努めます。

#### 【進捗管理のための視点】

- ◆ 町民が集い、交流を深めることができる拠点が整備されているか。
- ◆ 地域の中に高齢者や子どもたちが集まれる場があるか。
- ◆ 高齢者や障がい者の就労機会について、相談・支援体制ができているか。

### \*\*\* 社会福祉協議会の取組み \*\*\*

老人クラブ、児童クラブ、高齢者生きがい活動支援通所等の事業で、高齢者と児童が共に楽しくふれあえる世代間交流を実施します。また、あやめ荘、新鶴高齢者福祉センター等の施設を活用し、世代を超えた住民が楽しく集まるイベントを企画します。



### \*\*\* 地域包括支援センターの取組み \*\*\*

#### ○集いの場

歩いて行ける所に「今日行く場所がある」を作る活動の支援をしています。

1. 地域みんなが「元気」で「いきいき」生活していける活動の場を作るお手伝い、継続できるお手伝いをしています。
2. 地域の方々のやりたい思いを尊重し、地域住民が自ら活動できるようサポートしています。





\*\*\* 地域包括支援センターの取組み \*\*\*

○オレンジの会

認知症サポーター養成講座受講後、ステップアップ研修を終了された方の有志の会です。勉強会と、施設に訪問し高齢者や認知症の方の傾聴活動を行っています。

1. 「これからも学び続け、実践もしていきたい」という会員の方々と相談し、継続的に学べる場を提供します。
2. 介護サービス事業所でのボランティア活動を通し、学びを実践しています。
3. 会員の意向やボランティア先の意向を確認しながら、より充実した活動が実践できるよう進めます。



\*\*\* シルバー人材センター \*\*\*

高齢化が進み労働人口の減少が加速する中、まだまだ働く意欲のある高齢者が、年齢に関係なく今までの経験や知識を活かして活躍し続けることができる場が「シルバー人材センター」です。

同センターでは高齢者にふさわしい仕事（臨時的・短期的、その他の軽易な業務）を、家庭、各事業所、公共団体等から引き受け、会員に紹介しています。



～人生100年時代、いきいきと自分らしく～

## 9 地域における健康・生きがいつくりの推進

高齢化が一層進む中、年齢に捉われず地域において自分の能力を活かして、積極的に社会参加し、健康寿命の延伸に向けた取組を推進する必要があります。

また、近年さまざまなストレスによりこころの健康状態が懸念されていることから、精神疾患の早期発見、正しい知識の普及啓発も重要となっています。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や交流の減少、運動不足、偏った食生活など、生活習慣の乱れやストレスの増加が懸念されています。

町民アンケートにおいて、日々の悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」(64.4%)及び「自分や家族の健康のこと」(56.4%)が最上位となっており、健康で、住み慣れた地域でその人らしく住み続けられることは大きな願いの一つとなっています。

町民懇談会においても「病院がない、遠い」といった声が挙げられており、健康・医療面に関しての不安が現れた形となっています。

感染症法上の位置づけが「5類」へと移行した新型コロナウイルスを踏まえた新しい生活様式の中、いつまでも健康で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、乳幼児から高齢者まで、地域での健康・生きがいつくりを推進します。

### 【主な取組】

①町民の自主的な健康づくりを支援します。

**(取組例)**・町民の健康課題を踏まえ、健康教育、健康相談や訪問指導により、町民一人ひとりの状態にあった指導に努めます。

- ・各種がん検診の受入れ体制の充実を図るとともに、受診の促進に努めます。
- ・各種教室等で健康関連の情報を提供し、町民の自主的な健康づくりを促進します。
- ・町民は、健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通して主体的な健康づくりを目指します。

②子どもの健やかな成長を育むための環境整備に取り組みます。

**(取組例)**・子育て世代包括支援センター等で、総合的な相談対応による切れ目のない支援を行います。

- ・すべての乳幼児の状況把握により適切な支援を図るとともに、予防接種の接種率向上に努めます。
- ・家庭をはじめ保育・教育機関での食育を推進するとともに各教室の内容の充実を図ります。



## 10 子どもから大人までの福祉課題解決に向けた取組の推進

社会情勢の変化やコロナ禍の影響により、地域における福祉課題は「8050問題」など複雑化し、これまでのような行政サービスや公的支援では対応が困難なケースが増加しています。関係機関、団体等とともに「包括的支援」や「相談支援」等の体制を充実させ、協働・連携を図ることが重要となっています。

今回の計画策定にあたっては、町内を3地区に分けて、それぞれの地区において、理想の将来像や地域の課題などについて話し合う「町民懇談会」を開催しました。この懇談会の参加者の中には、課題解決につながる人に声をかけ一緒に参加した方や、今後もこのような場を継続して開催を求める声が多くありました。この懇談会が「町民の行動」につながる第一歩となることが期待されます。

地域福祉への住民の取組には多様な関り方があります。地域課題の解決のための地域住民の活動・取組を支援する体制の整備を図ることにより、行動につなげる「まち」づくりを推進していきます。

### 【主な取組】

①関係機関との連携による継続的な伴走支援体制を強化します。

- (取組例)**・包括的な支援が行われるよう支援機関等の調整を行います。
- ・見守りや傾聴など継続的な取組により伴走支援に関わります。
  - ・地域では、つながり支え合う取組（顔の見える関係性等）が生まれる環境整備を行います。

②地域課題の解決に向けた取組を推進します。

- (取組例)**・町民の持つ経験を活かす仕組みづくり（情報のたまり場）を行います。
- ・イベント（マルシェ、町のウォーキング、写真コンテストなど）や講座を開催します。人が集まり、体験へとつないでいきます。
  - ・町民は、他人任せではなく、一人ひとりが自覚を持って行動します。声を上げていきます。
  - ・地域では、住民が集まり、話をする場を数多く設けます。

### 【進捗管理のための視点】

- ◆ 関係者が情報を共有し、福祉課題の解決策を検討する場が設けられているか。
- ◆ 社会資源を活用するための情報発信がされているか。